

諮問日：令和2年2月7日（令和元年度（最情）諮問第60号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第30号）

件名：司法修習生採用選考申込書の特定の項目の記載理由が分かる文書の不開示  
判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法修習生採用選考申込書において、「家族の状況」を記載させている理由が分かる文書（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年11月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「司法修習生採用選考申込書において、採用選考申込者に「家族の状況」を記載させる理由が分かる文書（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」と整理した。

採用選考申込者に「家族の状況」を記載させる理由が分かる文書を作成する必要はないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 同年10月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「司法修習生採用選考申込書」の「10 家族の状況」欄には、申込者の父母、配偶者、子及び同居の親族に関して記載する箇所があること、そのほか、同申込書には、申込者の氏名や現住所をはじめとして、様々な記載欄が設けられていることが認められる。これらの申込者の記載事項の内容に照らせば、申込書の様式に沿って記載を求めている各欄の一つ一つにつき、それぞれ申込者に記載をさせる理由を説明した文書が存在することは通常考え難いことからすれば、申込者に「家族の状況」を記載させる理由が分かる文書を作成する必要はないため、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子